

# 庄原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成 25 年 3 月 29 日規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、庄原市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 25 年庄原市条例第 19 号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(様式第 2 号)を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して会派解散届(様式第 4 号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、毎年度、前条の規定による申請のあった各会派又は議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は議員に政務活動費交付決定通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 会派の代表者及び議員は、政務活動費の交付決定通知を受け取った日から 7 日以内に、市長に対し会派に係るものは様式第 6 号により、議員に係るものは様式第 7 号により、政務活動費交付請求書を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第 5 条 会派の経理責任者及び議員は、条例第 8 条第 1 項の規定により収支報告書を提出するときは、会派に係るものは様式第 8 号により、議員に係るものは様式第 9 号により、議長に提出するものとする。

2 議長は、前項の収支報告書が提出されたときは、これを審査し、適当と認めるときは当該収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(額の確定)

第 6 条 市長は、前条の規定により収支報告書の写しが送付されたときは、当該政務活動費の内容を確認のうえ額を確定し、政務活動費交付確定通知書(様式第 10 号)により、当該会派の代表者又は議員に通知するものとする。

(会計帳簿の整理保管)

第 7 条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の

日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式(省略)